

# 通訳を介した子どもの司法面接の問題

## — 子どもの話し方，特殊な語彙の訳出について —

### Issues Surrounding Interpreter-Mediated Forensic Interview of Children — Focusing on Children’s Speech Style and Vocabulary —

水 野 真木子

Makiko MIZUNO

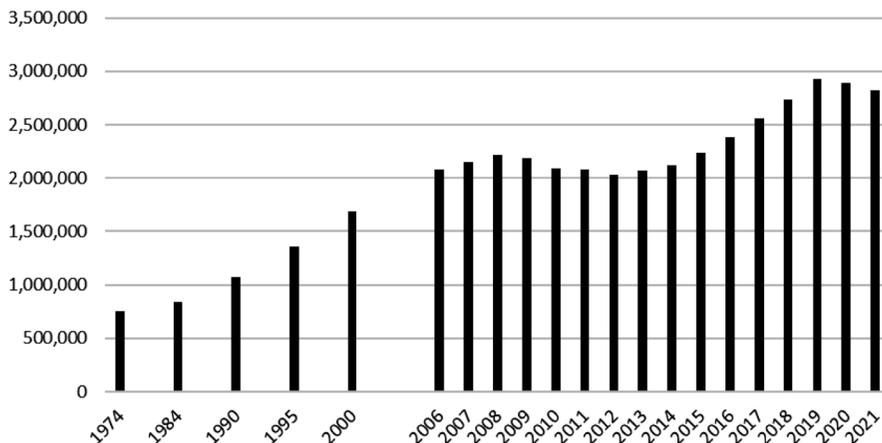
#### 1. はじめに

日本社会は長年，外国からの移民の受け入れ数が少ないという特徴を有していたが，1980年代のバブル景気のころから，労働者として来日する外国人が急増した。図1に示されているように，在留外国人の数は2008年に最初のピークを迎えたが，同年に起こったリーマンショックを引き金とする世界同時不況，そして2011年の東日本大震災とそれに伴う福島第一原発での放射線漏れ事故を受けて，一時的に減少した。しかし，日本の労働力不足を背景に，2013年ごろから再び急増をはじめ，2019年度から始まるコロナ禍まで増

加の一途をたどった。2019年の在留外国人の数は2,823,536人（全人口の2.3%）で，過去最高であった。2020年度以降，コロナ対策の一環として外国人の新規受け入れがストップしたことから，在留外国人の数は微減傾向にあるが，農業や建設業をはじめ，多くの現場での人手不足は深刻で，コロナ後の外国人の受け入れ再開が期待されている。

このような背景のもと，都市部を中心に，日本の地域社会に暮らす外国人の姿がごく当たり前な光景になって久しい。そして，来日外国人の多くが日本語に堪能ではないことから，社会の様々な現場で，外国人とのコミュ

図1 在留外国人数の推移（出入国在留管理庁統計）



コミュニケーションの問題が顕在化しており、西暦2000年あたりから、様々な取り組みが行われてきている。その一つが通訳翻訳サービスの整備である。地域に暮らす日本語を解さない人たちのコミュニケーションの橋渡しをする通訳業務を「コミュニティ通訳」と呼ぶが、本稿では、そのもっとも重要な分野の一つである司法通訳に焦点を当て、特に近年、重要性が認識されてきている「子どもの司法面接」における通訳の問題について論じる。

## 2. 子どもの司法面接

### 2-1. 子どもの司法面接の特徴

「司法面接」とは、「法的な判断のために使用することのできる精度の高い情報を被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法」(仲 2016: 2)である。子どもを対象とする司法面接について、最新心理学事典(<https://kotobank.jp/word/司法面接-883307>)は、以下のように述べている。「子どもが目撃者、被害者となった事例では、その証言能力は認められながら、証言の信用性が否定される事例が少なくない。注意、記憶、コミュニケーションなど、子どもの認知能力の問題もあるが、周囲のおとなによる誘導や圧力、面接の繰り返しにより、記憶の変容が生じたり、供述が曖昧なものとなったり、変遷したりすることが、問題として指摘されている。」

Walker (2013: 12) は子供の言語使用を巡る様々な事象や面接における注意点を細かくまとめたハンドブックの中で、子どもの言語使用は、その発達状況や生育環境によって大きく影響を受けるし、「Children and adults do not speak the same language. (子どもと大人は同じ言語を話さない)」としている。子どもも大人と同じように言語を使うものであるという想定は間違っているという前提で面接を行う必要があるということである。

また、「The greatest disadvantage in the legal process is experienced by children, particularly those who are called on to give evidence in cases in which they have been victims of abuse. (司法手続きにおける最大の弱者は子どもである。虐待の被害者である子どもが自分のケースについて証言をするよう求められる場合、特にそうである)」とEades (2010: 84) は述べている。子どもの司法面接においては、弱者としての子どもの精神面のケアも非常に重要な課題となる。事件の解明には詳細な情報収集が必要になるが、面接に時間がかかったり回数が増えたりすると子どもが精神的、身体的不調を訴えるようになるなどの二次被害も報告されている(仲 2016: 156)。子どもの司法面接では、正確な情報をより多く引き出すことと子どもへの精神的負担を最小限にすることが両立するよう、工夫された方法を取ることが重要である。

### 2-2. 子どもの司法面接での質問形式

司法面接においては、誘導や暗示のない正確な情報の収集が最も重要である。これは司法手続きの他の場面についても言えることであるが、成人であっても、取り調べや事情聴取、法廷尋問などの際に誘導や暗示にかかって不正確な情報を提供してしまうケースがある。子どもの場合、より誘導、暗示にかかりやすいと言われている。特に、ありふれた出来事については、子どもの記憶は大人より早く薄れていくので、暗示による影響を受けやすいという(ボーグ他, 藤川・小澤監訳 2007: 101)。子どもを対象とする面接の際には、「誘導尋問に頼りすぎたり、質問を組み立てる時に子どもの発達レベルに注意を向けなかったりすると、不明瞭な応答や、面接官の暗示に汚染された応答が生じる」(アルドリッジ・ウッド, 仲編訳 2012: 127)と指摘

されているが、誘導や暗示による情報の「汚染」を極力避けることが、子どもの司法面接の大きな課題である。

Eades (2010 : 85-88) は、子どもは質問の仕方によっては、信頼のおける情報を提供する能力があるが、問題のある質問の形が多く存在すると述べ、問題のある質問のパターンをいくつか挙げている。例えば、不明瞭で混乱させやすい質問、「～を覚えていますか (Do you remember～?)」という形式の質問（このような質問形式では、Yes, Noの答えが「覚えている」ことに対するものなのか、その内容に対するものなのか、わからなくなる）、そして、誘導につながりかねない示唆的な質問である。また、「なぜ」を使うと、子どもが防御的になって自分の行動を正当化したり、認識力が低い幼い子どもには答えることができなかつたりする（ボーグ他、藤川・小澤監訳 2007 : 40）し、受動態を理解できるようになるのは10歳から13歳である（ボーグ他、藤川・小澤監訳 2007 : 38）という。

仲 (2001 : 80) は、法廷での子どもの証人に対する裁判官、検察官、弁護人の質問パターンの比較研究を行っているが、短く、WHのある質問、節や否定、付加疑問が少ない質問において、子どもから文による答え（子ども自身の情報発信）が生じやすいこと、長い質問は子どもの沈黙を引き出しやすいことを明らかにし、シンプルで短いWH質問がよいと結論付けている。さらに、仲 (2010 : 2) は、子どもの司法面接について、オープン質問（「話してください」「それから？」等）、WH質問（「いつ」「どこで」「何が」等）に対する報告は比較的正確であること、そしてクローズド質問（選択肢型の質問等）、付加疑問文（～でしょう、～ですね）は子どもの答えを誘導しやすいことをガイドラインとして示している。

### 2.3. 子どもの司法面接のためのガイドライン

子どもの司法面接を、正確な情報をより多く引き出すことと、子どもへの精神的負担を最小限にすることを両立させる形で行うために、いくつかのガイドラインが作られているが、ここでは、アメリカの国立小児保健・人間発達研究所（National Institute of Child Health and Human Development）（NICHD）で開発されたNICHD プロトコルを紹介する。日本でもこのプロトコルに沿って司法面接を行うことができるよう、日本語翻訳版が作成されている。

以下、NICHDプロトコルによる面接の流れである。（仲 2016 : 221-238, 司法面接支援室 司法面接研究所 NICHD ガイドライン〔2007年版〕日本語版, 仲 NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き）

- ・導入（あいさつなど）
- ・グラウンドルール（本当のことを言う練習）
- ・ラポール（話しやすい雰囲気作り）
- ・出来事を思い出す練習（1日の出来事など、エピソード記憶の練習）
- ・自由報告（本題への移行：何を話しにここに来たか）
- ・出来事分離（収集したい情報、明らかにすべき事柄を考え、特定の出来事に関する情報を得る。自由報告だけでは十分な情報が得られなかった場合、以下の質問に移る）
- ・質問
  - オープン質問
  - 【ブレイク】（モニター室にいるバックスタッフと問題点等を話し合い、ブレイク後の面接の方針を決めたりする）
  - WH質問
  - クローズド質問
  - 確認質問（最終的に何を確認するか：被疑

者の名前と疑われる行為が明らかになるような内容)

- ・クロージング（子どもに感謝。子どもからの質問を受ける）
- ・終了

\*後述する通訳付き模擬司法面接では、上記のプロトコールに沿ったシナリオを使用した。

### 3. 子どもの司法面接と通訳

#### 3.1. 法廷での質問や尋問での通訳の難しさ

一般的に、裁判における証人尋問や被告人質問の場面では、目的が異なる主尋問と反対尋問それぞれにおいて、質問者である検察官や弁護人は法廷戦術として、一定のパターン化された手法を用い、効果的に情報を引き出そうとする。

「主尋問」の目的は、被告人や証人の口から事件について自由に答えさせることにより、尋問している側の主張に説得力を持たせ、自分の主張を効果的に法廷に提示することを目的としている（渡辺他 2010：186）。つまり、法律家は決して誘導せず、オープン・クエスチョンを中心に証人に自由に語らせる。反対尋問の目的は、主尋問での説明に異を唱え、その主張の信用性を低めることであり、法廷の中で自分たちの主張こそに信ぴょう性があると印象付けることである（渡辺他 2010：186）。反対尋問では、証人を非難したり攻撃したりし、質問形式は答えの選択が「はい」「いいえ」に限られるクローズド・クエスチョンが中心になり、誘導質問が許される。

日本語を解さない証人や被告人には通訳人が付く。主尋問に典型的なオープン・クエスチョンの場合、自由に語らせるために質問が漠然としたり多義的になったりするため、通訳を通すと質問がその通りのニュアンスにな

らなかったり、意味が狭まったりすることもある。例えば、証人に自由に語らせるために「様子はどうでしたか」というような聞き方をした場合、漠然とした「様子」という言葉をそのまま通訳するのは難しいため、「見た目はどうでしたか」に変えて訳すなど、意味が限定的になるケースが多い（水野他 2016：75）。さらに、通訳の訳し方次第では、質問が誘導的になって、主尋問としてはふさわしくないものになることもある。

反対尋問の場合も、通訳人を介すると様々な問題が生じることがある。例えば、二重否定疑問文が使用されるケースがその典型である。法律家は二重否定疑問文を誘導尋問の一つの形と考えており、証人や被告人の過去の供述内容と法廷で行った証言内容の矛盾があることを明確に指摘し、弾劾する必要があるときに、これを使用する。例えば、調書では、証人が「直接ナイフを見ていない」と供述したことが示されているにもかかわらず、法廷で「私は被告人がナイフを持っているのを見ました」と証言した場合、質問をしている法律家は「あなたはナイフを見なかったとは言っていませんね」のように尋ねることになる。このような言い方をすることで証人の「はい」という答えを引き出しやすくなるからである。つまり証言者が否定しにくい形として二重否定文が使用されるのである。しかし、二重否定疑問文は通訳人を混乱させることが多い。水野（2016：4）によると、二重否定文を模擬通訳人に訳させる実験を行った結果、二重否定の内容を正確に訳文に反映させることのできた被験者は全体のわずか10.8%であり、否定が一つだけになった、つまり意味が逆になってしまった被験者は40.5%となった。このように、二重否定疑問文は混乱を生じやすく、正確に意味を伝える事ができない可能性が大きい。

また、証言者に考える暇を与えず畳みかけのように、付加疑問文を駆使しながら質問を繰り返すという質問者の戦術も、通訳人がそれと同じ調子でうまく訳していけなかったような場合、有効性が失われることがある。

### 3.2. 子どもの司法面接における通訳の役割と影響

前節で論じたように、成人を主な対象とする法廷尋問や質問でも、通訳を介する際に生じる問題は多く、法律家の質問の目的に沿った効果的な訳出をすることは難しい。子どもの司法面接においても、通訳によってオープン・クエスチョンの幅が狭まるなどの問題は容易に生じるであろうし、通訳による誘導や暗示にも注意しなければならない。

また、面接の質に関して仲（2010：2）は、「厳格で権威的な面接者よりも、柔和な面接者に対し、子どもはより多くの情報を提供できる。しかし、極度に親和的な面接者も子どもの迎合性を高め、誘導する可能性がある」と述べている。通訳者も、対象が子どもということで、理解しやすいように、そして話しやすくなるように、寄り添う姿勢を見せた場合、同様の状況が起こることも考えられる。通訳者を信頼して心を開くのは好ましいかもしれないが、通訳者の姿勢がそのまま誘導、暗示につながるおそれもあるだろう。

また、子どもの面接では自発的な発話こそが面接の心髄であり、面接官は質問者ではなく、ファシリテーター役に徹することが重要（英国内務省・英国保健省、仲・田中訳 2007：33）とされる。通訳者も同様に、訳出するという行為において相手にわかり易くするなどの調整行為を行っており、それを通して一種のファシリテーターの役割を担うことがある。面接者に加え、通訳者もファシリテーターの役割を担った場合、望ましい面接の流

れや情報の正確性が担保されるのかという問題が生じる。

このようなことから、子どもという弱者の保護と正確な情報伝達との間のバランスをいかにうまく取るかが課題である。

### 3.3. 通訳ユーザーが通訳者に望むこと

子どもの司法面接は、児童相談所や警察、検察が共同で行い、検察官や児童相談所の職員などが面接者となる。通訳者を介して外国人の子どもの面接を行う際、面接者は何を問題と感じ、通訳者に何を求めているのかを知るため、司法面接に携わっている愛知県および三重県の児童相談所職員2名に対し、Zoomを使用してインタビューを行った。（2021年11月）

インタビューを通していくつかの点が明らかになった。通訳者の行動で一番困ることは、子どもと勝手なやり取りを行うことであるということであったが、弁護士接見や取調といった、通常の司法手続きの各段階でも同様の問題が指摘されている。通訳者の自らの役割についての認識や通訳を介したやり取りの場での常識が欠如していると、このような現象が起きる。こういう問題の解決には、通訳者のための倫理教育が必要である。

次に、通訳者に臨むこととして、訳出において誘導、誤導につながる言い方を避けて欲しいということが挙げられた。例えば、「こういうことで、合ってるかな？」などの言い方は非常に誘導的である。

また、子どもの使った表現をありのままに訳してほしいという要望も挙げられた。通訳者の発話が整っていすぎると、子どもらしくないという違和感を覚えるという感想が述べられた。単語や表現レベルで言うと、通常子どもは使わないような表現が通訳者の口から出ると、「本当にそういうたぐいの言葉が使

われたのだろうか」という疑問が生じることがあるという。典型例として、性的虐待のケースで、「陰部」「局部」「膣」「挿入する」など、子どもは使わないであろう表現を通訳者が使用する際に生じる大きな違和感などが挙げられた。

また、子どもの記憶が鮮明で自信がある場合とそうでない場合では、表現の強弱が異なる。例えば、「たぶん」「～みたいな」などの曖昧な表現が入っているかどうかである。これは非常に重要な要素なので、通訳者にはそのニュアンスを落とさず正確に訳して欲しいという強い要望も示された。

## 4. 模擬通訳実験

### 4.1. 実験の背景と方法

通訳者を介した子どもの司法面接において、児童相談所職員が求めるような子どもの話した通りの訳出が可能かどうか、そしてどのような表現が訳出困難かを探るために、筆者らはプロの通訳者を使用した模擬司法面接を行った。コロナ禍で、実際の面接に子どもが参加するという形を取るのに困難が伴ったこと、および、参加可能な日本語を介さない外国人の子どもを見つけること自体が難しいという事情により、研究チームの一人が子どもの役を演じた。そもそも、日本に生活しているが日本語を理解しないという条件に合うのは、来日してそれほど間がない子どもであるが、コロナ禍で外国人の新規来日が原則的にストップしている状況では、そのような条件を満たすことのできる子どもはほとんどいない。さらに、分析者の使用言語が日本語と英語であることから、英語を話す子どもの参加が必要であり、更に条件は厳しくなる。こうした状況を鑑み、子どもに参加してもらうことを断念した。

### 4.1.1. シナリオ作成

性的虐待の被害者である英語を母語とする子ども（7歳くらい）を対象とする司法面接のシナリオを、自由報告の部分を中心に、前述したNICHHDプロトコールに沿って作成した。子どもの司法面接に関する様々な文献（英国内務省・英国保健省 2007, アルドリッジ・ウッド, 仲編訳 2012, 仲 2010, 仲 2016, Culp 1991, Kessel 1970, Poole 2016, Walker 2013等）には、心理言語学、第一言語習得論などに基づいた子どもの話し方の特徴、そしてそれを考慮した子どもの面接法について述べられている。シナリオ作成に際しては、これら文献から得た知識に基づき、幼い子ども、特に虐待の被害者となった子ども特有の話し方を盛り込むとともに、会話の流れが実際の面接に近いものになるよう工夫した。

実験の手順としては、作成したシナリオの問題点を発見し分析ポイントを絞るためのパイロット実験を最初に行い、その上でシナリオを変更・修正し、本実験に臨んだ。

### 4.1.2. パイロット実験（2021年2月）

金城学院大学の通訳コースの学部生2名（2名ともオーストラリアの大学の通訳・翻訳コースに1年間の留学経験あり）および大学院の通訳コースで学ぶ院生2名が模擬司法面接に通訳者として参加した。外国人の子ども役と児童相談所職員役のセリフは、本研究チームのメンバーが担当した。学生一人ひとりに、それぞれ別日程でZoom会議に参加し、通訳してもらった。

パイロット実験を通して以下のポイントが明らかになった。

- 1) 子供の話し方の特徴は訳出に反映される部分とそうでない部分が存在する。  
・「どもり」や「文法ミス」などは訳されて

いない。

- ・「あのね,」「…だったよ」などの子どもらしい日本語表現は意識的に訳出に使われる傾向がある。

2) 語彙レベルで正確な訳出が難しいものがある。

- ・性的表現
- ・罵り言葉
- ・遊びに関わる表現など、子ども特有の語彙

#### 4.1.3. シナリオ改訂

経験豊富なプロの司法通訳者でもパイロット実験と同じ傾向を示すのかどうかを検証するため、パイロット実験の結果を踏まえて、結果を分析しやすいよう出現箇所と頻度を調整したうえで、以下のポイントを盛り込んでシナリオを改訂した。

(1) 言語が未発達な子ども特有の話し方の特徴

どもり（吃音）

長い発話（思いつくまま、切れ目なく話し続ける）

子ども特有の語彙（例：遊びや遊具に関する語彙）

語彙の誤り（例：「hammer」（金槌）と「axe」（斧）の混同）

文法の誤り（例：不規則動詞の過去形にedをつける）

時系列に関わる語彙（例：「yesterday」はいつから見ての「昨日」なのか）

(2) 文化特有の語彙（例：Number One, sunny-side-up, walkies）

(3) 罵り表現（例：shit, fuck, bitch）

(4) 性に関する表現（例：wee-wee, winkey, privates）

(5) その他として

・声質を変化させた直接話法

・部分的に早口な発言

・間違いやすい名前（Moeka と Monica）

・ジェスチャーなどの非言語要素

#### 4.1.4. 本実験（2022年2月）

本実験に参加した通訳者は以下である。プロとしてふさわしい通訳能力を保証するために、会議通訳の経験の長い人材であることを条件とし、さらに法廷等での司法通訳経験を有している通訳者を3名選んで、実験に参加してもらった。

通訳者 A 会議通訳経験 15年（司法通訳経験 数回）

通訳者 B 会議通訳経験 24年（司法通訳経験 10年）

通訳者 C 会議通訳経験 20年（司法通訳経験 5年）

なお、パイロット実験と同様に、外国人の子ども役と児童相談所職員役のセリフは、本研究チームのメンバーが担当した。

方法としては、それぞれの通訳者に別日程でZoom会議に参加し、通訳してもらった。1時間ほどの司法面接の通訳を終えた後、さらに1時間ほど、通訳者とのディスカッションの時間を設け、子どもの司法面接の通訳について、どのような感想を持ったか、どういう工夫をしたか、どういう点に通訳の困難性を感じたかなど、自由に語ってもらった。

#### 4.2. 実験結果の分析

模擬通訳実験で得られたデータについて、本稿では、以下の点に絞って、子ども特有の話し方に通訳者がどう対応したかに関する分析を行う。

- 1) 「どもり」
- 2) 文法ミス
- 3) 直接話法
- 4) 特殊な語彙（子供の使う語彙, 性的表現, 罵り言葉）

#### 4.2.1. 「どもり」

「どもり」は、子どもの精神的動揺を示す指標として重要である。特に話の核心部分になるとその傾向が顕著に現れるように、複数回どもる箇所もシナリオに盛り込んだ。シナリオ中、一回のみどもっているケースを7箇所、複数回連続してどもっているケースを9箇所盛り込んだ。それぞれの例を以下に示す。

1回のみ：Dad took his T-shirt off and showed me his ttummy.

複数回：She started ccrying and shshshouting at me. Crying and shouting. She ggave me a sslap on the fface.

原発言の「どもり」を通訳者が訳出に反映した回数は以下である。

単発のどもり シナリオ中7か所

- 通訳者A 0回
- 通訳者B 2回
- 通訳者C 0回

複数回連続のどもり シナリオ中9か所

- 通訳者A 0回
- 通訳者B 4回
- 通訳者C 0回

通訳者B以外は、「どもり」を訳出に反映しなかった。Bも連続してどもる部分はその全部を反映させたわけではなく、それぞれどもった箇所6回中2回、2回中1回、8回中

2回、2回中1回のように、一部の反映にとどまった。

「どもり」を含んだ発言の訳出に対するそれぞれの通訳者の考え方は以下であった。

通訳者A：「どもり」には気づいたが、質問者は発言者の話す様子を見ていれば、どもったことなどわかるので、通訳者までどもる必要はない。ただし、すべての要素を訳出に入れてくれと前もって言われればどもって訳すことは可能。難しいとは思う。

通訳者B：話が核心に触れてくるとどもるので、情報として重要である。メモしておいて、どもったように訳すべきだと思う。ただし、他の情報処理で手いっぱい時には難しい。質問者が見ていてわかっている、通訳者は「どもり」を再現したほうがいい。

通訳者C：どもっているのを見ても、発達障害なのか、虐待が引き金になってこのような話し方になっているのかわからない。「どもり」は話者の状況を理解するヒントにはなるが、自分ではあえて訳すことはしない。ただし、訳すことは可能。

「どもり」のような発話上の特徴を訳出に反映するかどうかは通訳者の考え方によって異なることがわかった。見ていればわかるから訳さない、見ていればわかるが訳す必要があるという2つの考え方がある。今回の実験では英語と日本語が使用されているが、どもりやすい箇所が原文と訳文で一致するわけではないし、“gave me a slap”が「私を叩いた」となるように、訳出の際に構造上抜け落ちる

言葉もあることから、すべての「どもり」を回数まで正確に訳出することは実際には非常に困難である。訳す選択をした場合も、通訳者としてできることは、子どもがもっているという事実が伝わる訳出をする程度であって、どこをどのようにもったかまで正確に訳すことは難しいと思われる。

#### 4.2.2. 「文法ミス」

シナリオでは、不規則動詞の過去形に「ed」をつけてしまうという、子どもによくある文法ミスを使用した。以下に例を示す。

Maybe, she forgetted my birthday.  
I thiked he did that because I wasn't his real daughter.

子どもの文法ミスを訳出に反映させた通訳者はいなかった。そもそも、文法ミスの部分を訳すという発想が存在しないことが、通訳者たちとのディスカッションで明らかになった。以下、通訳者たちのコメントである。

通訳者 A 気づかなかった。全体の流れて意味は通っていたので、特に違和感なし。

通訳者 B 文法ミスだと細かく気づいたわけではない。「あれ、今なんて言った？」というような違和感があったが、文脈で意味はわかる。会議通訳に慣れていると、文法的に正しく非常に洗練された話し方をするのが普通なので、司法通訳などで、教育水準が低く、レベルの低い話し方をする人に遭遇すると、会議通訳的なきれいな訳出になってしまわないよう努力する。心理的ハードルは高い。

通訳者 C 文法ミスには気づいた。子供特有なのか、ネイティブスピーカーでないから、そのような話し方になるのか、どちらだろうと考えていた。文法ミスが出て、意味をきちんと理解できて、正確に訳出できたと思う。

下線部を見ると、話者の話し方の特徴として伝達すべきかどうかという観点ではなく、通訳者自身が内容を理解する妨げになるかどうかという観点から文法ミスの問題を考えることが分かった。通訳者Bのみ、話者の教育水準の問題ととらえ、会議通訳の場合のような洗練された訳出方法ではよくないという意識を持っていることが分かる。

文法構造が異なる言語間では、起点言語における文法ミスを目標言語に転送することは非常に難しい。翻訳の場合、同等のニュアンスが伝わるよう目標言語の方で不自然にならない形で文法ミスや言い回しの間違いなどを盛り込むケースはあるが、このような工夫をするには時間が必要である。その場で間髪入れず訳出しなければならない通訳では、文法ミスの転送はほぼ不可能であろう。

#### 4.2.3. 直接話法

子どもは、他人が言ったことを整理して間接話法の文章に落とし込んで話す技術が十分でなく、聞いたまま引用して伝えることがよくある。その時に、声色もそのまま再現するように話すことも多い。以下はその一例であるが、今回の実験では、すべての直接話法の文章で、その部分の声色を変える形でセリフを言うようにした。

Then he took Whitey and started talking like him. (changes her voice) “Come on,

Sweetie. Let's play Find and Show Game!

Find your nose and show it to me”, he said.

結果としては、通訳者全員、直接話法での表現をセリフ調に訳すことで対応していた。声色まで完璧に変えているわけではなかったが、直接話法であることが明らかにわかる話し方で訳していた。「～の声色を使って」という補足を入れたケースも一回あった。

直接話法の訳出に関する通訳者たちの感想は以下である。

通訳者 A 難しかった。セリフのように訳すが、自分はあまり得意ではない。

通訳者 B 本人が声色をまねて言ったときには通訳もそのようにするが、大げさになりすぎないように注意する。

通訳者 C 何らかの演技はする。

通訳者Bの「大げさになりすぎないようにする」というコメントであるが、これは、話者を見ていれば分かる情報は、通訳でことさら強調する必要はないという考え方を反映している。例えば、話者が大声で怒鳴った場合、通訳者まで怒鳴る必要はなく、発話の中身のみ伝えればよいという考え方である。

#### 4.2.4. 特殊な語彙

##### 1) 子ども特有の語彙

子どもは、いわゆる幼児語も含めた、大人とは異なる語彙を使用することが多い。普通の通訳の仕事では遭遇することのない語彙も多く、それが何を指すのか分からないケースも多々あると思われる。以下、それぞれの語彙に対して通訳者がどの程度訳出できたかを示す。

遊びに関わる語彙

hide and seek (かくれんぼ)

全員正確に訳出

tag (鬼ごっこ)

通訳者Aのみ正確に訳出

slide (すべり台)

全員正確に訳出

monkey bar (うんてい)

通訳者Aのみ正確に訳出

一般の俗語

pinky swear (指切りげんまん)

全員訳出できなかった。複数回出現したことから、通訳者Aのみ、途中で文脈から意味を理解

Number One (おしっこ)

イギリスでの生活経験があり、実際に使われているのを聞いたことがある通訳者Cのみ正確に訳出。

通訳者たちは共通して、日常的な通訳業務ではほとんど出てこない単語の理解と訳出に苦労していることがわかる。一方、文体や話し方については、リテンション(記憶保持)という点で負荷がかかりすぎなければ、メモが取れている限り問題ではないというコメントがあり、子どもの発話では、語彙自体への対処が困難であることが浮き彫りになった。

##### 2) 性的表現

本実験は、性的虐待の被害者である子どもの司法面接を想定したものであるため、当然、性的表現も使われている。子どもの場合、性器等に言及する場合、医学用語または標準語を使用することは少なく、前述のように、児童相談所の職員によると、通訳者がそのような表現を使用した場合、違和感を覚えるという。シナリオでは子どものせりふに俗語表現

のみを使用しているが、通訳者の訳出は、以下のようであった。

wee-wee 通訳者A「モノ」、通訳者B「おちんちん」、通訳者C「あそこ」  
 winkey 通訳者A「プライベート（の部分）、下の部分」、通訳者B「あそこ」、通訳者C「あそこ」  
 privates 通訳者A「プライベートゾーン」、通訳者B「あそこ（のところ）」、通訳者C「プライベートパーツ」

上記のように、“wee-wee”を通訳者Bがダイレクトに訳した以外、すべての箇所て婉曲的な訳出がなされた。“privates”は英語自体、すでに婉曲的表現である。

単語レベルでの訳出の検証に加え、性的表現を訳す際に通訳者が何らかの抵抗あるいは動揺を感じたかどうかを確認するため、シナリオ中、性的俗語表現が多く盛り込まれている文章を一つ取り上げ、それぞれの通訳者の訳出を以下に示す。

原文

Then Daddy showed me his … his…his wee-wee (子ども役はこの言葉を早口で話す). It was kind of ssstrange. Then he asked me to show my privates. You know, my winkey. First, I didn't want to do that.

訳文

通訳者A：そしたら……あー…えー…パパも、おー…喜んで…あおう、パパも彼の、パパの「もの」を見せて、そして、すごく変な感じだった。そして私の…おー…「プライベートゾーン」(早口)を見せてって言われて、やりたく、見せたく

なかったけど

(長いポーズ、ためらい)

通訳者B：で、お父さんは、えー、お父さんの「おちんちん」を見せてきて、なんか変な感じがしたけど、で、お父さんは、えー私にも、えー「あそこ」を見せてって言ってきて、  
 (躊躇なくストレートに訳出)

通訳者C：で、お父さんが、私に、お父さんの…「あそこ」を見せてきたんです。すごく変な感じでした。で、お父さんが私にも、私の…「プライベートパーツ」を見せて、「あそこ」を見せてって言ってきたんです。私は最初いやだったんです。  
 (大きな躊躇はないが、性的表現の直前に短いポーズ)

性的表現への対応に関する通訳者たちの考え方は以下である。

通訳者A どの単語で表現すべきか難しかった。「プライベート」という言葉は言いやすい。実際の現場では、原発言で使用された単語をそのまま(原語のまま)使うかもしれない。

通訳者B 使われた言葉がわからなくても、発言者にとってつらい箇所なので、聞き直しにくい。性的表現はできるだけそのまま訳す。通訳者は決して恥ずかしがってはいけない。

通訳者C 訳出の際のワードチョイスに迷う。「おちんちん」など、口に出して言ってもいいものか迷ったので、婉曲に表現した。

上記からわかることは、通訳者たちは性的表現をそのままダイレクトに訳すことに対して何らかの躊躇を感じていることである。婉曲に訳すことができればありがたいとも感じている。ためらいなくそのまま訳した通訳者Bは、司法通訳の経験が10年のベテラン通訳者であるが、特に強制わいせつ事件等の性犯罪に関わる場面での通訳の仕事を多く引き受けており、その経験から、比較的抵抗なく性的表現を訳出できているとのことであった。

### 3) 罵り表現

シナリオ中、両親の口論について子どもが話をする場面があり、その時にいくつか英語の罵り言葉を盛り込んだ。通訳者たちは以下のように対応した。

- shit 通訳者A 英語のまま、通訳者B 英語のまま、通訳者C「くそ」
- fuck 通訳者A 英語のまま、通訳者B 英語のまま、通訳者C 英語のまま+「このやろう」
- bitch 通訳者A 英語のまま、通訳者B 英語のまま、通訳者C 英語のまま+「くそ女」

通訳者は3名とも、ほとんどの箇所では英語表現をそのまま使った。日本語にはそれらの表現の等価物がないこと、日本人でもその英語は知っているなどの理由で、そのままの英語表現を使ったという。通訳者Cのみ、そのままでは意味が分からないかもしれないとの考えから、訳語も加えた。

### 語彙の訳出についての考察

子ども特有の語彙、特定の言語圏でのみ使用される語彙、罵り表現、性的表現は、会議通訳の経験が豊富でスキルが高い通訳者で

も、意味が理解できない、等価表現がない、訳語の選択に悩むなどの理由で対応が難しいことが分かった。特に子どもの場合、idiosyncratic（その子どもに特有）な言語使用（Walker 2013: 77）、間違った言語使用も多く、その子どもに日常接していなければ、対応がより困難となる。

性的表現や罵り表現の訳出に際しては、本実験でも明らかになったように、心理的ハードルを感じる通訳者も多いかもしれない。日本語を話さない外国人証人の法廷での尋問の場面に関する研究（中村 2008）によると、スラングのような非正規の発話や卑語などをありのまま訳すことは、通訳者のフェイス侵害行為（Face Threatening Act: FTA）（Goffman, 1972）になるため、通訳者は、法廷の場で他者に受け入れられたい、自らの顔をつぶしたくないという対人配慮のポライトネス方略が働き、FTAを回避しようとすることがあるという（中村 2008: 98）。これは、ナチスの戦犯を裁いたニュルンベルク裁判において女性の通訳者がスラング交じりの証言を訳すことができなかったため、交代を命じられた例（Gaiba 1998: 107）にも現れている。前述したように、児童相談所の職員が違和感を覚えるような、性器について医学用語や標準語で通訳するケースも、通訳者のFTA回避の現れなのかもしれない。子どもの司法面接において、正確なニュアンスを伝えるためには、通訳者はそのような心理的ハードルを超える必要がある。

### 5. おわりに

司法面接における子どもの発話の通訳は、一般的に、一定以上の教育を受けた大人が標準語を使って話をする会議通訳やビジネス通訳の業務と大きく異なる。そのような通訳シーンで多く稼働する通訳者は、いわゆる

「洗練された話し方」に慣れており、どんな場面でも無意識にそのような話し方をしてしまうことがある。本稿の分析対象には含めなかったが、本模擬司法面接においても、通訳者がつい会議通訳の際に使用するような表現を使ってしまう場面がいくつかあった。実際の面接においてそのような表現を使った場合、子どもとコミュニケーションを図ることは難しいと推測される。このような現象は、通訳者たちの母語ではない英語を目標言語とするときに起こる傾向にあった。非母語の場合、運用における柔軟性や自由度が少なくなるためだと思われる。

本稿では子どもの発話への通訳者の対処を分析のテーマにしたが、子どもの司法面接に当たる通訳者は、子ども特有の言語表現、特に心にトラウマを抱えた子ども特有の話し方に対処するのに困難を感じるようになった。語彙の理解という点でも、ニュアンスが保持された訳出という点でも、通常通訳業務とは異なる難しさがある。

今後、増えていくと思われる通訳付きの子どもの司法面接に効果的に対応し、正確な通訳を実現するためには、子どもの司法面接は通常通訳とは性質異なる業務であるという認識のもと、通訳者に対する特別なトレーニングが必要であろう。子どもの司法面接者向けのトレーニングがあるので、それを参考に通訳者向けにアレンジしてもよいのではないだろうか。

また、対象となる子ども特有の語彙、話し方などの情報を事前に得ておく効果的に通訳できるので、可能な限り、通訳者への事前情報提供が望ましい。面接の途中に挟まれる「ブレイク」での話し合いに通訳者も参加させるなどして、情報交換の場を設けることも有効であると思われる。このようなことも含め、面接者である検察官や警察官、児童相談

所の職員などが、どのように通訳者を使えば効率的かつ効果的な面接が可能になるのか、今後、本格的に議論していく必要がある。そのためには、通訳という行為のメカニズムや正確な通訳のために通訳者が必要とする環境や条件について、通訳者を利用する側も十分な知識を持つことが重要である。通訳者を対象とするトレーニングと並行して、面接者を対象とするいわゆる「ユーザー教育」の必要性についても関係者の認識を高めていくことが望ましい。

本研究は、以下の科研費プロジェクトによるものである。

日本語弱者の司法面接法の検討：外国語通訳を介した子どもの証言の心理・通訳学的分析（2020年－2022年）

代表者：赤嶺亜紀（名古屋学芸大学）

分担者：仲真紀子（国立研究開発法人理科学研究所）

上宮愛（金沢大学）

水野真木子（金城学院大学）

研究協力者：Ashurova Umidahon（金城学院大学）

佐藤道（金城学院大学）

\*本稿の研究の中心となった通訳付き模擬司法面接は、水野、Ashurova、佐藤の3名で行った。

## 参考文献

- Culp, R. et al (1991). Maltreated children's language and speech development: abused, neglected, and abused and neglected. *First Language*, 11 (33), 377-389
- Diana Eades (2010) *Sociolinguistics and the Legal Process*. mm textbooks. Multilingual Matters Ltd.
- Francesca Gaiba (1998) *The Origins of Simultaneous Interpretation: The Nuremberg Trial*. University of

- Ottawa Press
- Kessel, F. (1970). The role of syntax in children's comprehension from ages 6-12. *Monograph of the Society for Research in Child Development*, 35.
- The National Institute of Child Health and Human Development (NICHD) Protocol: Interview Guide
- Poole, D. (2016). *Interviewing Children: The Science of Conversation in Forensic Contexts*. American Psychological Association, Washington DC, USA.
- Walker, A. (2013). *Handbook on Questioning Children: A Linguistic Perspective*. ABA Center on Children and the Law, Washington DC, USA.
- アルドリッジ, M・ウッド, J, 仲真紀子編訳, 齋藤憲一郎・脇中洋訳 (2012) 『子どもの面接法 司法手続きにおける子どものケア・ガイド』北大路書房
- 英国内務省・英国保健省編, 仲真紀子・田中周子訳 (2007) 『子どもの司法面接 ビデオ録画面接のためのガイドライン』誠信書房
- 仲真紀子 (2001) 「子どもの面接—法廷における『法律家言葉』の分析」『法と心理』第1巻第1号 80-92
- 仲真紀子 (2010) 北大司法面接ガイドライン
- 仲真紀子 (2016) 『子どもへの司法面接—考え方・進め方とトレーニング』有斐閣
- 中村幸子 (2008) 「スラング交じりの証人質問模擬法廷における通訳の影響～ポライトネス論から見た社会語用論的談話分析～」『通訳翻訳研究』8号 97-111
- ボーグ, W, プロドリック, R, フラゴー, R, ケリー, D.M, アービン, D.L, バトラー, J. 藤川洋子・小澤真次監訳 (2007) 『子どもの面接ガイドブック【虐待を聞く技術】』日本評論社
- 水野真木子 (2016) 「法廷での尋問の際に使用される二重否定疑問文と通訳の問題」『金城学院大学論集』社会科学編 第12巻第2号 1-6
- 水野真木子・寺田有美子・馬小菲 (2016) 「尋問で法律家が用いる言語表現と法廷通訳の問題」『法と言語』No. 3, 61-80
- 渡辺修・水野真木子・中村幸子 (2010) 『実践司法通訳 シナリオで学ぶ法廷通訳』現代人文社
- Website**
- 最新心理学辞典 <https://kotobank.jp/word/司法面接-883307> (参照 2022-03-20)
- 司法面接支援室 司法面接研究所 NICHD ガイドライン (2007年版) 日本語版 [https://forensic-interviews.jp/\\_obj/\\_modrewrite/doc/fi-20220621\\_276\\_1.pdf](https://forensic-interviews.jp/_obj/_modrewrite/doc/fi-20220621_276_1.pdf) (参照 2022-03-20)
- 出入国在留管理庁 [https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html) (参照 2022-08-10)
- 仲真紀子 NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き (2010.10-2018.11) [https://forensic-interviews.jp/\\_obj/\\_modrewrite/doc/fi-20220621\\_276\\_3.pdf](https://forensic-interviews.jp/_obj/_modrewrite/doc/fi-20220621_276_3.pdf) (参照 2022-03-20)